

## 【1 基本的考え方】

- これまでの民主党の掲げてきた「3つの柱」と「制度設計の三原則」を「将来のあるべき姿」とした上で、
    - ・若者や子育て世代を応援すること等を通じ、全ての世代の国民が信頼でき、財政的にも強固な制度を目指すこと、
    - ・低所得者に対しても、老後の最低保障機能を有した公平な制度を目指すこと、
    - ・多様な働き方やライフコースの選択を含め、人生の様々な挑戦・再挑戦を応援する制度を目指すこと、
- を党としての「年金制度の目指すべき方向」とし、より現実的で実行可能な当面の改革の具体像を打ち出す。

## 【1-2 世代間格差・世代間の公平性を巡る議論について】

- 「世代間の公平性」という言葉は多義的で、そうした言葉を用いた議論は、事実の正確な理解に至らず危険。
- 積立方式は、インフレ等により老後の生活に不十分な年金となる恐れがあり、公的年金の目的にそぐわない。
- 積立方式に移行しても今後の世代が何らかの形で「二重の負担」を負担する必要があるため、積立方式への移行が世代間格差を自動的に解消するものではない。
- すなわち、積立方式が魔法の杖となるわけではなく、問題の本質を見極めた現実主義の観点からの検討を行うべき。

## 【2 年金制度の一元化】

- 「年金制度の一元化」という理想像を示すことは重要だが、これに短期間で移行し難いという現実。
- まずは、実現可能で必要な当面の改革をしっかりと議論し、実施していく。

## 【3 短時間労働者への厚生年金の適用拡大】

- 主として自分の雇用収入で暮らしている短時間労働者や不本意非正規雇用者に対する厚生年金の適用拡大を図る。
- 事業主負担の在り方を見直し、正規、非正規にかかわらず支払った賃金総額に保険料率の半分を乗じて得た金額を事業主負担の保険料とする。

## 【3-2 若者を支援する仕組み】

- 被用者に相応しい年金保障の対象として、失業・職業訓練期間なども含め、厚生年金の適用対象とする。
- その際、標準報酬月額の上限を引き上げ、その部分の給付乗率の見直しを行う。
- 若年者納付猶予制度の所得要件の緩和なども実施する。

## 【3-3 子を産み、育てることを支援する仕組み】

- 今後の人口減少局面では、意欲と能力のある者が働く環境作りが重要であり、中長期的には少子化解消の取組が重要。
- 次世代育成支援の観点から、育休期間終了後も子の養育期間につき、本人の保険料負担の軽減措置や、第1号被保険者の産前産後期間中の保険料の免除措置を講じる。
- さらに、子の数に応じて将来の年金給付を増額させる仕組みも検討する。

## 【4 最低保障機能の強化】

- OECDの調査では、我が国の高齢者貧困率は非常に高い。
- 今後は、雇用対策・適用拡大等で総合的に対処し、過去の未納がもたらす低年金は、社会扶助制度等で対応する。
- 他方で、高所得を得ている受給者の基礎年金について、一部停止や税としての払い戻しなどを行い、これを財源として再分配機能の強化を図る。
- また、保険料拠出期間を延長し、より手厚い給付が受けられる仕組みとすることで最低保障機能の強化を図る。

## 【5 低所得若年者に対する給付の充実】

- 過去分も含めた保険料免除期間の国庫負担を引き上げる。
- また、将来的には、国保と同様に所得比例の要素を入れる又は多段階免除の細分化により最低保障機能の強化を図る。
- 若年者納付猶予については、追納がなくとも国庫負担分の給付が増える仕組みとし、若者の年金制度の関心を高める。

(注) 赤字部分は、給付や負担の公平を図りつつ、本改革に必要な財源捻出を行うための提言内容